

「いわき市子ども・子育て支援事業計画」と関連計画等との関係性について

区分	新・子育て支援計画後期行動計画（現計画）	子ども・子育て支援事業計画（新計画）
根拠法	次世代育成支援対策推進法（平成15年7月公布）	子ども・子育て支援法（平成24年8月公布）
対象	地方自治体・一般企業	地方自治体
計画期間	前期：平成17年度～21年度 後期：平成22年度～26年度	第1期：平成27年度～31年度（以降5年毎）
記載項目	<p>◎次世代育成支援行動計画【国必須記載事項】</p> <p>① 地域における子育て支援の支援 ② 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 ③ 職業生活と家庭生活との両立の推進等 ④ 母性並びに乳児及び幼児などの健康の確保及び増進 ⑤ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ⑥ 子育てを支援する生活環境の整備 ⑦ 子ども等の安全の確保</p> <p>◎母子保健計画【国主要課題】</p> <p>① 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進 ② 妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保と不妊への支援 ③ 小児保健医療水準の維持・向上させるための環境整備 ④ 子ども心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減</p> <p>※これまでの現計画の経緯等 ・ 現計画は、施設・事業利用実績やニーズ調査結果から、国の指針に基づき、保育サービスを中心に、平成22年度から26年度までの15事業の5年間の目標事業量を設定しているが、新計画のような具体的な需給計画にはなっていない。 ・ 現計画には「保育所等の整備促進」が位置付けられているが、保育所の整備計画は自体は法定ではなかったことから、策定しておらず、認可も現状に照らして行っている。 ・ 認定こども園についても、同様の理由から具体的な整備計画はないが、低年齢児(0-2歳児)の保育対策としてH23年度から私立認定こども園を3園設置している。</p>	<p>◎子ども・子育て支援事業計画【国必須記載事項】</p> <p>① 教育・保育提供区域の設定（地域の需給調整に係る区域設定※これに基づき地域毎に計画策定） ② 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期（人口推計等を踏まえ見込む） ③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容、実施時期（ " " ） ④ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 ・ 区域の設定については、これまでの次世代育成支援行動計画の指針には定められていなかったが、今回の子ども・子育て支援計画においては、必須とされた。 ・ 設定区域ごとに、今後5年間の保育所・幼稚園等の児童数や放課後児童クラブ等の市町村13事業ごとに需要量を見込み、それに対する供給体制を計画に定める。 ⇒ 地域毎のバランスが図られ、事業計画の実現性や実効性が高まることが期待される。</p> <p>◎子ども・子育て支援事業計画【国任意記載事項】</p> <p>① 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保 ⇒ 産休・育休明けに円滑に教育・保育施設、地域型保育事業が利用できるための情報提供、事業整備等 ② 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する福島県が行う施策との連携 ⇒ 児童虐待防止、母子・父子家庭支援、障がい児施策等との連携 ③ 労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワークライフバランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 ⇒ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し等（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等）</p> <p>◎その他の記載事項（現計画・方針等との調整・整合）</p> <p>これまで、現計画に記載されていた事項については、今後も本市の子育て支援施策として重要であることを踏まえ、既存の施策を精査したうえで、基本的には継続して記載したいと考える。また、現計画の評価等を考慮し、加除修正を図ってまいりたい。</p> <p>◎母子保健計画【国主要課題】（このほか市ニーズ調査等による課題の対応についても記載を検討）</p> <p>① 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進 ② 妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保と不妊への支援 ③ 小児保健医療水準の維持・向上させるための環境整備 ④ 子ども心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減</p>

いわき市における保育所整備のあり方(答申)

策定期期：平成16年10月

【内容】

◎保育所の適正配置

◎民間活力の活用

◎保育所と幼稚園の連携

※これまでの保育所整備のあり方の経緯等

- ・ 保育所については、公私ともに中核市の認可権限であり、市としては、「保育所整備のあり方」を受けて「保育所整備の具体策について」で公立保育所の民営化・整備を定めている。
- ・ 民営化は、震災の影響等を踏まえ、H25年度実施予定の3か所をH29年度実施に先送りしている。
- ・ 保育所整備は、統廃合・廃止の基準・優先順位については具体策を社会福祉審議会の答申などに定めているが、計画としてはいない。

公立幼稚園のあり方について(方針)

策定期期：平成19年7月

【内容】

◎今後の公立幼稚園の役割について

- ① 公立幼稚園と私立幼稚園の役割
- ② 障がい児統合保育
- ③ 幼保連携の対応
- ④ 子育て支援の推進

◎公立幼稚園の適正配置について

- ① 幼稚園の再編
- ② 幼稚園の適正規模

※これまでの公立幼稚園のあり方の経緯等

- ・ 幼稚園については、公私ともに県の認可権限であり、市としては「公立幼稚園のあり方」を受けて「公立幼稚園の再編に関する基本方針」で統廃合について定めている。
- ・ しかし、公私ともに幼稚園の認可権限は県にあることから、具体的な整備計画ではない。
- ・ 県は、要件を満たす事業者から設置認可の申請があれば基本的に認可している状況。

- 次世代育成支援対策推進法について
 - ・ 平成17年度～26年度の10年間の時限立法だったが、平成36年度まで10年間延長された。
 - ・ 地方自治体による計画策定は、子ども・子育て支援法に基づく事業計画の策定が法定化されたことに伴い、任意化された。
- 母子保健計画と市町村行動計画の関係
 - ・ 平成17年度以降は、「市町村行動計画の対象と母子保健計画の対象は重なること」、「市町村行動計画の策定は全ての市町村に義務づけられていること」から母子保健計画を市町村行動計画の一部として組み込むことが適当とされている。
 - ・ 市町村行動計画の策定に当たっては、すでに策定・見直しが行われている母子保健計画を踏まえることが適当とされている。
- 今後の方向性(案)

新制度施行にあたり、これまでにない区域設定、量の見込み、確保方策等を設定するなど、詳細な需給計画を記載することで、地域のバランスのとれた総合的かつ実効性のある子ども・子育て支援事業計画とする。

○ 次世代育成支援対策推進法に基づく計画の取扱い
 本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、現計画として「新・いわき市子育て支援計画後期行動計画(平成22年度～26年度)」を推進しているところであるが、平成27年度以降同法の計画が任意化されることに伴い、市町村にその判断が委ねられている。市としては、子ども・子育て支援法が新制度部分が主要であり、次世代育成支援対策推進法は、広く総合的な視点から制定されていることを踏まえ、引き続き、市全体・地域全体で総合的に子育てを支援する必要があると考えることから、現計画の考え方を子ども・子育て支援事業計画に包含・承継して新しい形で子育て支援の総合計画として策定することとしたい。

○ 母子保健計画について
 これまで国の考え方に基づき「新・いわき市子育て支援計画後期行動計画」に包含していたことから、これを引継ぐ「いわき市子ども・子育て支援事業計画」に包含・承継することとしたい。
 なお、このほか「いわき市における保育所整備のあり方」、「公立幼稚園のあり方について(方針)」等についても、子ども・子育て支援新制度に関連する方針等との調整を随時図っていくこととする。

